

登別市公式ホームページガイドライン

平成24年3月8日制定

平成24年3月8日実施

1 総則

(1) 基本的な考え方

市民等に対する迅速な情報提供の手段として登別市公式ホームページを利用するにあたり、最大限の効果を得るため、掲載すべき情報の種類のほか、デザイン、操作性などの情報の質に関する事などについて、基準をここに定めます。

だれもが使いやすいホームページの運営の充実を図るために、アクセシビリティ(だれもが使えること)やユーザサビリティ(使いやすさ)の向上を図るとともに、コンテンツの充実を目指します。

ここに定められた種類の情報についてはホームページ上での公開を原則としますが、市民、企業等の第三者に不利益を及ぼす情報や、行政運営に支障をきたす恐れのある情報については、各部署において随時判断を行い、非公開とすることができます。

また、ここに定められていないものであっても、随時必要な検討を行い、積極的にホームページ上での情報提供を行うよう心がけます。

(2) 適用範囲

このガイドラインは登別市公式ホームページ (<http://www.city.noboribetsu.lg.jp> 以下のページ) に適用します。ただし、すでに開設済みのページについて、直ちにこのガイドラインに適合させることが困難な場合は、今後適合するように努めます。

(3) 前提とする考え方

- ①「公式ホームページ」を広報誌や印刷物、ラジオ放送等と同等の、広報・広聴・コミュニケーション媒体として位置づけ、より積極的に活用します。
- ②「様々な人」や「様々な環境」で利用されることを前提に、「誰にでも読みやすい」デザインや「誰にでも使いやすい」仕組みにします。
- ③各ページのデザインや操作性、記事の表記方法などを統一し、公式ホームページ全体の一貫性を維持することによって、利用者から見た使い勝手を向上させます。
- ④インターネットの速報性の利点を最大限に生かし、「迅速」に情報を更新するようにします。
- ⑤市が「伝えたい情報」と市民が「知りたい情報」の間にかい離が生じないように、情報の優先度と取捨選択を意識して表記します。
- ⑥個人情報保護のために必要なシステム上の措置を講じます。
- ⑦作成や運用管理にかかる経費と労力を低減できるように努めます。
- ⑧利用者の意見やアクセス記録の分析をもとに、絶えず改善を図ります。

2 掲載すべき情報の種類に関すること

(1) 市の行政組織等に関する基礎的な情報

- ①市の概要に関する情報
- ②行政データ、地震・津波・大雨等の災害状況、統計に関する情報
- ③各部署の主要な事務又は事業等
- ④行政懇談会等の名称、構成等
- ⑤本庁舎及び出先機関等の所在地、電話番号、ファクス、メールアドレス、位置図等
- ⑥本庁舎及び第二庁舎等の施設案内図

(2) 市の行政運営、行政活動等に関する情報

- ①一般議案、予算及び決算の概要及び関連資料、事業費等に関する情報
- ②主要施策又は事業等に関する計画、方針等
- ③主要施策又は事業等に関する成果、実績等
- ④行政が実施している各種事業等の制度説明やお知らせ等
- ⑤災害の対応周知及び避難所への誘導状況に関する情報
- ⑥パブリックコメント、アンケート結果、行政評価、その他公表を義務付けられた事項

(3) 市の行政サービス等に関する情報

- ①行政サービス等に関する制度説明やお知らせ等、周知すべき行政情報
- ②各種助成制度、支援制度
- ③各種申請又は届出等の手続きの内容、手順、様式等に関する情報
- ④広報紙、パンフレット、その他の手段によって市民の閲覧に供するために作成された情報
- ⑤市が主催又は共催する行事、催し物等のイベントに関する情報

(4) その他

- ①国や北海道など他の行政組織の、市民や企業等に周知が望ましい行政情報
- ②健全な社会又は経済活動に関して、市民や企業等に周知が望ましい一般情報
- ③市内で開催される各種イベントに関する一般情報
- ④登別の風景写真等、名刺や個人ホームページ等で使用できるフリー素材等

3 掲載する情報の質に関すること

- ①JIS X8341-3（高齢者・障がい者等配慮設計指針-ウェブコンテンツ）を尊重し、高齢者、障がい者、子どもなど、情報技術を利用する基礎的能力が十分でない人であっても容易に利用できるよう配慮します。
- ②市役所各部署の連絡先、各施設の所在地、観光情報など、携帯端末による利用の割合が高いと考えられる情報については、専用の閲覧ページを作るなどの配慮をします。

- ③目的から必要なすべての情報をワンクリックで逆引きできる、閲覧している情報についての問い合わせ先を明記する、文字サイズを変更することができるようにするなど、利用者の使い勝手を考慮した作りとします。
- ④外国人の観光客が必要な情報を取り出せるよう配慮します。
- ⑤インターネットの特性を生かした画像、動画の配信など、時代に応じた利用者の目を引くコンテンツの作成を心がけます。
- ⑥適切な更新速度、更新頻度の確保を常に意識し、迅速かつ正確な情報の掲載を心がけます。

4 その他

(1) 他のサイトからのリンクに関すること

登別市公式ホームページへのリンクについては、トップページへのリンクに限りフリーとし、その他のページへの直接リンクについては必要であると認められる場合のみ許可します。

(2) 登別市公式ホームページからのリンクに関すること

希望者の申し出により、下記の条件を満たすものについては登別市公式ホームページ上のリンク集へ掲載します。

- ①官公庁、教育機関、胆振管内の医療機関、報道機関、登別に関係のある団体・企業・個人のサイトであること
- ②コンテンツの内容が公序良俗に反しないこと
- ③他者を誹謗中傷するものではないこと
- ④著作権やその他の権利を侵していないこと
- ⑤宗教、政治活動に関したのものではないこと
- ⑥表示、販売方法などが法令に反しないこと
- ⑦誇大、虚偽の表現が無いこと
- ⑧サイトの管理者及び関係者がサイトの内容に責任を負うこと
- ⑨利用者に対し、迷惑をかけたたり誤解の招くことのないこと
- ⑩その他、登別市が適当であると判断するもの

(3) 広告に関すること

市の財源を確保するとともに市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、登別市公式ホームページ内に広告を掲載します。

なお、掲載する広告の条件については「登別市ホームページ広告掲載要綱」に定めるものとします。

(4) 個人情報、著作権、肖像権等に関すること

各コンテンツの作成にあたっては、「登別市個人情報保護条例」及びその他の関係法令に基づき、個人情報、著作権、肖像権等への十分な確認・配慮します。